

令和7年10月27日

令和7年第3回臨時会議録

中種子町議会

令和7年第3回中種子町議会臨時会会議録

令和7年10月27日（月曜日）午前10時開議

1. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 認定第1号 令和6年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
第4 認定第2号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
第5 認定第3号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
第6 認定第4号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第7 認定第5号 令和6年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について
第8 議案第55号 役場庁舎・中央公民館合併浄化槽新設工事請負契約について
第9 議案第56号 令和7年度中種子町一般会計補正予算（第5号）
-

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	大町田 勇 希	議員	2番	梶 原 哲 朗	議員
3番	秋 田 澄 徳	議員	4番	池 山 喜一郎	議員
5番	橋 口 渉	議員	6番	永 濱 一 則	議員
7番	池 山 朝 生	議員	8番	濱 脇 重 樹	議員
9番	日 高 和 典	議員	10番	戸 田 和 代	議員
11番	浦 邊 和 昭	議員	12番	迫 田 秀 三	議員

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0人）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	田渕川 寿 広	君	副 町 長	阿世知 文 秋	君
総務課長	上 田 勝 博	君	町民課長	織 部 智 博	君
地域福祉課長	浦 口 吉 平	君	農林水産課長	秋 田 幸 博	君
建設課長	横 手 幸 德	君	会計管理者兼 会計課長	南 奈 津 紀	さん

企画課長	鮫島司君	デジタル推進課長	徳永和久君
自衛隊対策室長	遠藤淳一郎君	税務課長	田平さやかさん
水道課長	中村広道君	保育所長	野田直志君
空港管理事務所長	向正郎君	行政係長	牧瀬亮君
財政係長	東郷伸也君	教育長	鮫島孝則君
教育総務課長	森山豊君	社会教育課長	田平祐一郎君
学校教育課長	奥博志君	給食センター所長	浦邊康尋君
選挙管理事務局長	松元真樹君	農委事務局長	南義雄君

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 榎元卓郎君 議事係長 高磯俊幸君

開会 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（迫田秀三議員） おはようございます。

ただいまから令和 7 年第 3 回中種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

—————○—————

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三議員） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、1 番大町田勇希議員、2 番梶原哲郎議員を指名します。

—————○—————

日程第 2 会期の決定

○議長（迫田秀三議員） 日程第 2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本臨時会は本日 10 月 27 日の 1 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 10 月 27 日の 1 日間に決定しました。

—————○—————

日程第 3 認定第 1 号 令和 6 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 2 号 令和 6 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 3 号 令和 6 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 4 号 令和 6 年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 5 号 令和 6 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

○議長（迫田秀三議員） 日程第 3、認定第 1 号、「令和 6 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第 7、認定第 5 号、「令和 6 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」まで、5 件を一括議題とします。

本件は、決算特別委員会への付託案件です。

委員長の審査報告を求めます。決算特別委員長、浦邊和昭議員。

[決算特別委員長 浦邊和昭議員 登壇]

○決算特別委員長（浦邊和昭議員） 令和 7 年 9 月定例会において本委員会に付託された認定第 1 号、「令和 6 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第 5 号、「令和 6 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定

について」までの審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、9月22日から25日までの4日間、全委員出席のもと開催され、審査に当たっては、予算を議決した趣旨と目的に沿って収入確保の努力が十分になされ、その実績が良好であるか、支出が歳出予算の目的どおりに適法、適正に執行されているか。そして、その成果が十分達成されているか。前年度の決算特別委員会要望事項及び監査委員の指摘事項は確実に処理されてきたかなど、主要施策の成果並びに各決算書について説明を求め、現地調査を含め審査を行いました。

はじめに決算の概要を説明します。

一般会計は、歳入総額81億4,447万5千円、歳出総額80億955万7千円。前年度と比較し、歳入で0.3%増、歳出で0.1%減となります。

歳入歳出の差引額（形式収支）は1億3,491万8千円の黒字で、一方、実質収支は、1億368万6千円となり、黒字決算でした。

前年度の実質収支と比べると、単年度収支は3,110万4千円の黒字となりました。この単年度収支に財政調整基金への積立金を反映した実質単年度収支は、3,128万1千円の黒字決算となっています。

また、主要財務比率の中で、実質公債費比率は、11.3%であり、良好な状況となっています。

また、再編交付金関連事業については、公共施設改修・更新事業、漁港施設整備事業、学校給食、小学校空調新設事業等17事業の総額6億4,606万7千円であり、基金積立金1億3,080万6千円でした。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計をはじめとする3つの特別会計は、歳入総額24億1,812万6千円、歳出総額24億540万3千円であり、実質収支1,272万3千円の黒字決算となっています。

次に、水道事業会計については、水道事業収益は3億667万4千円（消費税は含まれておりません）であり、水道事業費用は3億2,100万3千円となり、当年度の損益は1,432万9千円の純損失となりました。

また、資本的収入905万7千円に対し、資本的支出は1億5,308万9千円となり、不足額1億4,403万2千円に対し、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填されています。

主要施策の成果報告書の中で、地方財政は、人口減少や少子高齢化による社会保障関係費の増加が見込まれ、厳しい状況にあるなか、地方創生やデジタル化への対応、激甚化、頻発化する自然災害に備えるための防災、減災対策等様々な課題が求められているとあります。

このような中、機能を適切に果たしていくため、行財政改革、さらなる財政体质の健全化など多様なニーズへの対応が求められ、活力ある町を創る施策となるよう、より一層の財源の確保を図っていくことが望されます。

続きまして、審査の過程において議論された質疑、意見等を申し上げます。

まず、会計課において、各課の窓口にある現金はいくらか。に対し、会計課には6万5千円置いてあり、徴収業務等がある課等には、釣り銭として貸し出しているということです。

次に、社会教育課においては、種子島こり～なの空調更新工事の入札について。に対し、指名競争入札で、業者は3社であったということです。

また、建設課においては、住宅使用料の収入未済額と不納欠損について。に対し、住宅使用料の滞納額分であり、住宅料については不納欠損処分はしませんので、平成10年代からの滞納額になるということです。

また、教育総務課、学校教育課においては、積立金はどういったものか。に対し、本年度から運用を開始したうみがめ奨学金に係る積立金であるとのことです。

次に、農業委員会においては、農地中間管理機構への貸付状況は。に対し、224筆で59.4haとのことありました。

次に、町民課に対し、シルバー人材センターに委託している海岸清掃の回数は。に対し、年1回で、10月から1月に実施しているということです。

また、公立種子島病院の負担金は、徳洲会が指定管理者となったときはどうなるのか。に対し、土地、建物の購入等の償還金分の負担は残るが、運営費は負担しないとなっているということです。

次に水道課においては、有収率が伸びていない原因是。また、漏水の量が1番多かった箇所は。に対し、伸びていない原因是、漏水である。漏水工事の実績は25件で2,000万円程度の修繕を行っているとのこと。また、野間校区で、時間3tの漏水があったということです。

企画課においては、空港乗合タクシーについて。に対し、実績額は、合計1,331万7,650円、うち、中種子・南種子線は、742万8,180円で利用者は1,996人でした。とのことです。

最終日に現地調査を実施し、防犯カメラ設置業務、中央公民館改修工事、6年災69号美座・阿高磯線道路災害復旧工事、さとうきび増産対策農道等補修工事（満足山地区）、黒糖づくり伝承館改修工事を調査しました。

次に、収入未済額と不納欠損処分について、収入未済額は、各種対策を講じた努力により減少傾向にあるが、一般会計で4,440万円、昨年度より810万減です。

住宅使用料においても、1,590万7千円の未済額に対して、課内全体の取り組みにより効果が現れつつあります。しかし、より一層の回収努力が求められます。

このように収入未済額は依然として多額で、納税者の負担の公平と財源確保の観点から適切な債権管理を行い、収入未済額の解消と新たな発生防止にさらに努力されることを望みます。

不納欠損処分は、総額約849万円で、毎年処理されており、債務者個々の実態把握に努め、十分に調査、検討し、時効中断の措置を行い、不納欠損の防止に最大限の努力を注ぎ、適切な事務処理を求めます。

以上が審査の過程で議論された主なものですが、指摘事項及び監査委員

の指摘事項についても、委員全員の一致した意見であり、十分検討し、的確な対応を強く求めます。

委員会として、認定第1号、「中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第5号、「中種子町水道事業会計決算欠損金の処分及び決算の認定について」、までの5件について、慎重に審査し、採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

今後とも、引き続き健全財政の堅持とともに、住民福祉向上と町政発展に努力されることを望むものであります。

以上を申し上げて、決算特別委員会の報告とします。

○議長（迫田秀三議員） 以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

はじめに、認定第1号、「令和6年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三議員） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号、「令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三議員） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号、「令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願

います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三議員） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号、「令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三議員） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号、「令和6年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三議員） 起立多数です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第55号 役場庁舎・中央公民館合併浄化槽新設工事請負契約について

○議長（迫田秀三議員） 日程第8、議案第55号、「役場庁舎・中央公民館合併浄化槽新設工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） おはようございます。議案第55号について説明をいたします。

役場庁舎・中央公民館合併浄化槽新設工事を実施するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、役場庁舎・中央公民館合併浄化槽新設工事です。契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約の金額は6,160万円です。契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡中種子町野間6125番地4、有限会社池山建設、代表取締役池山克司でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第56号 令和7年度中種子町一般会計補正予算（第5号）

○議長（迫田秀三議員） 日程第9、議案第56号、「令和7年度中種子町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） それでは議案第56号について説明をいたします。

今回の補正は、公共施設周辺の排水機能改善及びがん患者の在宅療養支援を目的として必要な経費を追加計上するものでございます。

まず、排水路に関しては、農業公社と中央保育所の間にある公共駐車場内の暗渠排水路については、9月定例議会において修繕経費を提案させていただいておりますが、老朽化による水漏れの可能性が高く、周辺地域から流入する水量を把握した上で適切な流量及び断面設計を行う必要があることから測量設計業務費を新たに計上いたします。

既存の排水路は、公共駐車場から保育所敷地内を通過し、町道高校前線を横断して、伏之前団地東側水路へ排水をされておりますが、保育所入口付近では、地盤の陥没も確認されておりまして、排水路が通過する教室及びホールの一部を解体し、必要な修繕を行うための経費も緊急に追加するものでございます。

次に、在宅療養生活支援事業につきましては、がん患者が安心して在宅療養を続けられるよう福祉用具の貸与に必要な経費などを計上しております。患者や御家族の生活の質を支えるための支援として重要な取り組みであると考えているところでございます。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ1,342万4千円を追加し、補正後の予算総額を86億8,248万2千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） 1点確認がございます。先ほど予算の中で、保育所のホ

ールの解体という話があったんですが、ホールを解体するにあたって保育所の運営、こちらに問題はないのでしょうか。教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 保育所職員含め協議をした上で、若干の影響はございますが、しばらく安全を確保するためということで制限をさせていただいて、もう既に制限をさせていただいているところです。

保育所の運営については、大きな影響はないという判断でございます。

○議長（迫田秀三議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 56 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（迫田秀三議員） ここで臨時会に提出されました議事は全部議了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和 7 年第 3 回中種子町議会臨時会を閉会します。御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前 10 時 26 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員